

わたしたちの県議会

IBARAKI PREFECTURAL ASSEMBLY



茨城県議会

県議会へようこそ



茨城県議会議長
半村 登



茨城県議会副議長
西野 一

県議会へようこそ

本日は茨城県議会へようこそお越しくださいました。議員を代表いたしまして、心からお礼申し上げます。

ここ県議会では、県民のみなさんから選挙で選ばれた議員が、あすの茨城県の発展と、県民の豊かな暮らしに向けて、どのようなことをしていけばよいのかを、話し合っていて決めています。

このように、県議会で、茨城県が今後どのように運営されていくべきかを決めていくのに当たって、欠かすことのできないのが、県民のみなさん一人一人の声です。わたしたち県議会議員は、みなさんの意見を県の行政に反映させることができるよう、これからも本会議や委員会などの議会活動に精一杯取り組んでまいります。

この小冊子は、県議会のさまざまな活動を、なるべく簡潔にまとめて県民のみなさんにご紹介するために作成いたしました。どうぞご覧いただき、また本会議の進行の様子についても傍聴され、県議会について、みなさんのご意見をお寄せくださいますよう、お願いいたします。

Welcome

県議会の役割とは？

Duty

県民の代表者による話し合いの場

私たちの住む茨城県を、より良い郷土にしていくためには、みんなで話し合い、そして決めたことを実行していかなければなりません。しかし、県民全員が集まって相談することは、実際には困難です。

そこで、選挙によって代表者を選び、県民のために働いてもらう、という議会政治の方法がとられ、県議会が設けられています。

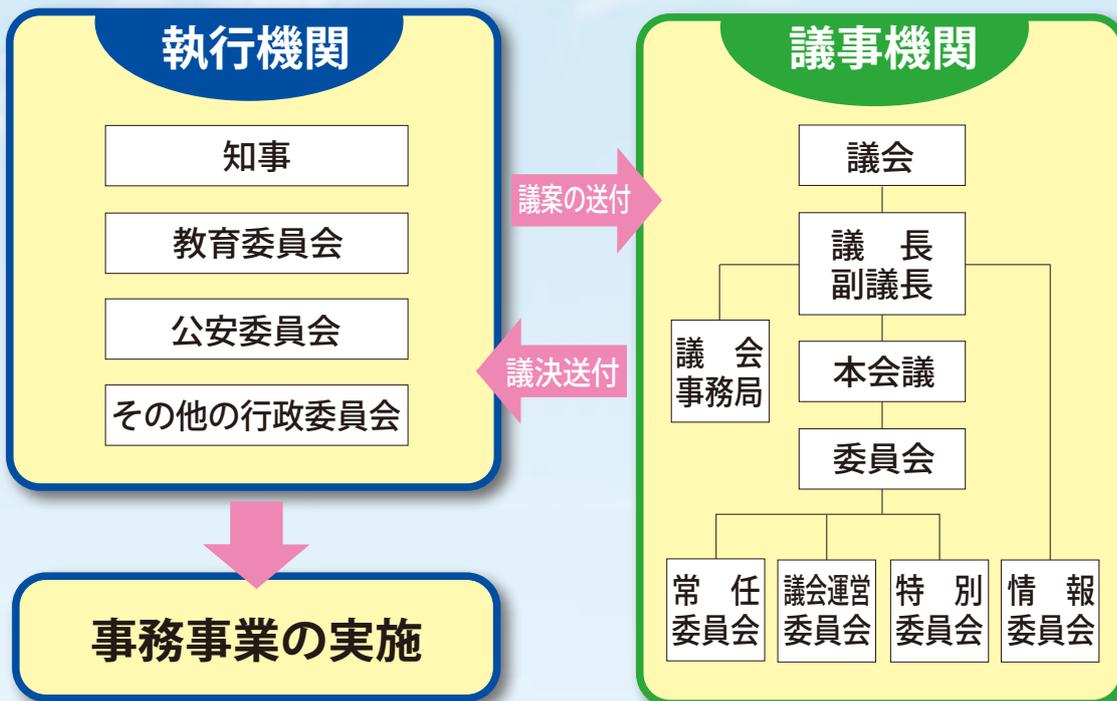
県議会は、県民から選ばれた議員によって構成され、県民全体を幸福にするための方法について、話し合っ決めていきます。なお、このような相談・決定の場を、議事機関といいます。

知事などの仕事を検査・調査

県議会で決められたことは、知事部局・教育委員会・公安委員会などにおいて、実行に移されます。決められたことに基づき実際に仕事をする、これらのところを、執行機関といいます。

執行機関の仕事が適正なものか、決められたとおりに進められているかどうかについて、県議会は検査・調査をする権限を持ち、事務の内容について確認しています。県議会(議事機関)と執行機関は、それぞれ独立した機関として対等の立場にあり、互いに協力して県政を運営しているところから、車の両輪に例えられています。

2本の柱(議事機関と執行機関)



県議会の概要を教えてください



主な権限

議決権：これは議会に与えられた最も重要な権限で、大きく3つに分かれます。

①立法に関するもの

県条例を定めたり、改正したり、廃止したりすることを決めます。

②財政に関するもの

県の予算を決めたり、決算を認定したり、県の一定基準以上の財産を取得または処分することを決めます。

③その他

県が大事な契約をするとき、また市町村の合併を決めるときなど、重要な事項についてはすべて議会の議決が必要です。

また、県民から提出された請願を審査し、適当なものは県政に反映されるよう努めます。

検査権と調査権：議会で決めたとおりに県が仕事をしているかどうか検査し、調査する権限です。必要に応じて執行機関に報告を請求し、説明を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めたりすることができます。

同意権：副知事、教育長、教育委員会委員、監査委員、公安委員会委員など、重要な人事は知事が選任または任命する前に議会の同意が必要となります。

Outline



県議会議事堂内の議場で行われる本会議。県民の声を代表して、さまざまな意見を交換し、最終的に採決にいたります。

意見書提出権：県民の利益に関することについて、議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政機関に提出することができます。

選挙権：議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙します。

議長と副議長の役割

議長、副議長とも議会の選挙によって選ばれます。議長は議会の運営について法律や規則によって権限が与えられており、議会を代表します。副議長は、議長に病気その他事故があるとき、また議長が欠けたときに、議長の代わりを務めます。

定例会と臨時会

毎年決まった時期に開かれるのが定例会です。通常2月、6月、9月、12月の時期で年4回あり、県民の生活に深い関わりのある県政の方針や、予算、条例などを審議しています。また、臨時会は必要があるときに開かれます。なお、議会の招集は知事が行います。

どのように議案は審議されるのでしょうか

審議の順序



本会議、委員会、そして再度本会議へ

議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。この本会議は全議員で行われます。ここで議案その他必要な事柄すべてについて審議しますが、議案は複雑なもの、専門的なものなどが多く、簡単には決められません。

そこで、より詳しく審査するために専門の委員会が設けられています。この委員会で審査された後、^{*}さらに本会議で再度審議されて採決されます。

^{*}付託された議案のほか、委員会での審査の結果、議案を提出することもあります。

議案についての質疑・県政についての質問

議員は提出された議案について、疑問や不明確な点をたずねるために、「質疑」を行います。また県政一般について、執行機関がどう取り組んでいるのか、今後どのように対応するのかについて、「質問」を行います。

本会議では、質問・質疑が一括してなされますが、議員個人の立場で行うのを「一般質問」、会派を代表して行うのを「代表質問」といいます。

採決前に討論ができます

議員が議案に賛成か、反対かの意見を述べる機会が採決前に設けられます。これが討論です。

そして、採決へ

徹底的に審議された後、いよいよ採決の瞬間を迎えます。議案及び請願の採決は、普通は挙手によって賛成または反対を表す挙手採決がとられますが、その他の方法による場合もあります。なお、会期中に審議不十分で採決できないときは、次の定例会まで所管の委員会で継続審査されます。

可決した議案について

県議会で議決した予算、条例をはじめとする会議の結果は、知事に送付されます。知事などの執行機関は、県議会で決定したことに基づいて、実際の仕事を進めていきます。また、県議会では、県だけでは解決できない問題について、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会の意思を明確にするため、決議を行ったりしています。



委員会にはどんな種類がありますか

常任委員会

総務企画委員会

行政組織・財政などの調整、税務行政、市町村の振興、交通体系の整備、県内各地域の振興対策などのほか、他の常任委員会の所管に属さない事項について調査、審査します。
委員定数は 11 人です。

営業戦略農林水産委員会

企業等の海外展開支援、観光振興、県産品の販路拡大などの営業活動に関することや、農業・林業・畜産業・水産業の生産性の向上、土地改良事業の推進、農業用水の整備などの農林水産業振興のための事柄について調査、審査します。
委員定数は 10 人です。

防災環境産業委員会

防災消防対策・消費者行政・原子力安全対策・環境保全などの生活と環境に関わる行政の推進や、商工業の振興・中小企業の育成・雇用の確保・労働者福祉の充実などの産業と労働に関する事柄について調査、審査します。
委員定数は 10 人です。

土木企業立地推進委員会

道路・街路の整備、河川・海岸の保全、砂防施設・港湾の整備、都市計画・公園整備・住宅建設など都市基盤の充実、産業立地・土地販売・本社機能の県内移転の推進、上水道及び工業用水道事業などについて調査、審査します。
委員定数は 10 人です。

保健福祉医療委員会

社会福祉の向上や児童・高齢者・心身障害児者などの福祉行政の推進、また、医療の充実・健康の増進などの保健対策などについて調査、審査します。
委員定数は 11 人です。

文教警察委員会

学校教育の充実・生涯学習の推進・スポーツ活動や文化活動の推進など教育文化行政に関わる事柄や、生活の安全を確保するための交通安全対策や治安の確保に関することについて調査、審査します。
委員定数は 10 人です。

Committee

特別委員会

予算特別委員会

予算特別委員会は、県の予算を総合的に検討し、予算審査の一体性を確保するために設置される委員会です。議員改選後の最初の定例会で設置され、それから議員の任期中存続します。

委員定数は 22 人以内です。

決算特別委員会

決算特別委員会は、予算の執行状況が適正かどうかを審査するために設置される委員会です。第 2 回定例会（6 月）で設置され、第 4 回定例会（12 月）において報告されます。

調査特別委員会

県政運営上特に重要であると判断された場合、あるいは緊急の問題がある場合に、必要に応じて設置されます。

議会運営委員会

議会運営の円滑化を図るため、議会の運営に関する事項等について協議するために設置される委員会です。

委員定数は 10 人です。

情報委員会

県議会情報公開条例に基づいて、公文書の開示決定等に対する審査請求の調査や議会広報の充実についての調査等を行う委員会です。

委員定数は 10 人以内です。

※情報委員会は、地方自治法に基づく協議又は調整を行うための場として設置

請願や陳情はどうすればできますか

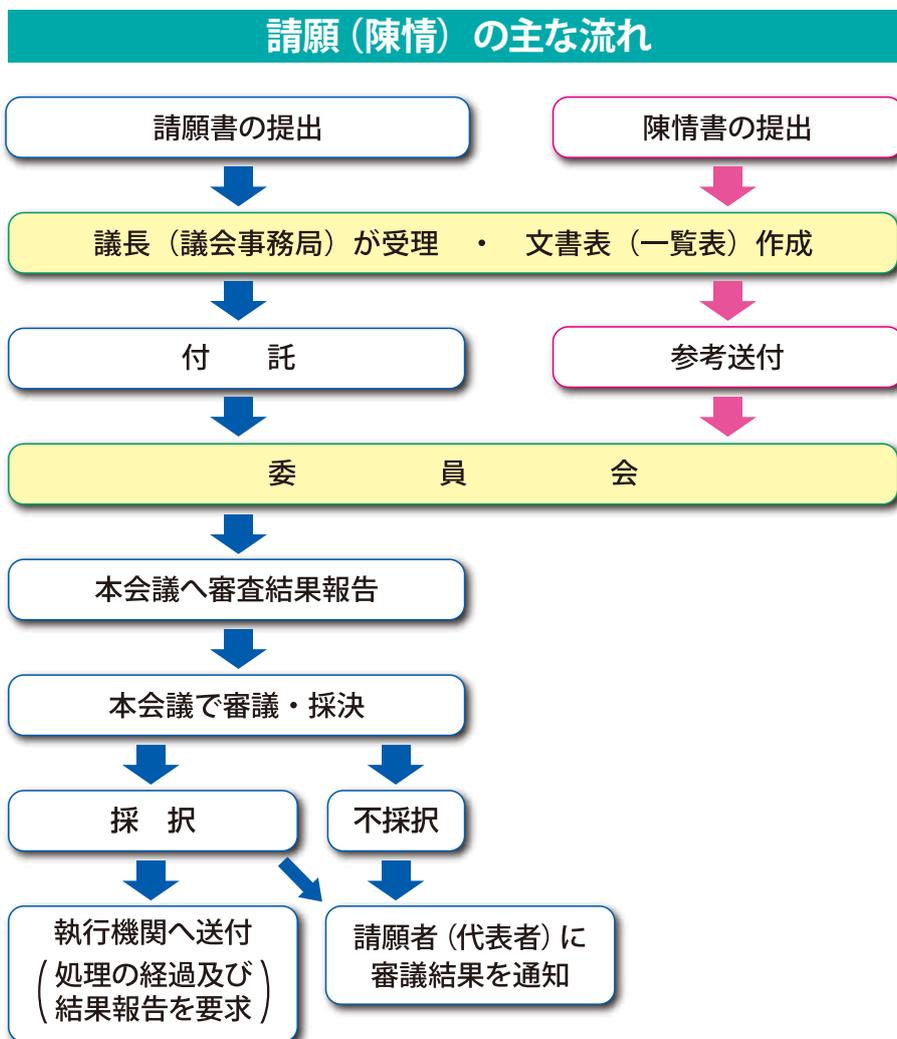
県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させる方法として、請願や陳情があります。

議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情といいます。

請願は、委員会での審査ののち、本会議において採否を決定します。採択となったもので執行機関において処理することが適当なものについては、これを知事等に送付し、処理の経過及び結果の報告を求めます。また、本会議での採否の結果(委員会での審査で継続審査になった場合を含む。)については、請願者(請願者が複数の場合は代表者)に通知します。

陳情は、所管の委員会に参考送付され議案等の審査の際の参考に供されますが、本会議において採否は決定されません。

詳細については、県議会事務局議事課へお問い合わせください。



Petition

■請願（陳情）書提出の仕方

1. 様式

様式は特に定めはありませんが、下図の様式例を参考に邦文で作成してください。

2. 紹介議員（陳情の場合は必要ありません。）

請願には、必ず1名以上の県議会議員の紹介を必要としますので、請願書の表紙に紹介議員の氏名の記載または署名を受けてください。

3. 必要な記載事項

- (1) 請願（陳情）の趣旨
- (2) 提出年月日
- (3) 請願（陳情）者の住所（法人の場合はその所在地）
- (4) 請願（陳情）者（法人の場合はその名称を記載し、代表者）の署名または記名

4. 提出先

請願（陳情）者本人またはその内容に詳しい代理人が県議会（担当：議事課）へ提出してください。

5. 提出部数

1部提出してください。

様式例

(表紙)

| |
|-----------------------|
| ○○○に関する請願（陳情） |
| 紹介議員 氏 名 (署名または記名) |
| (陳情の場合は必要ありません。) |

(内容)

| |
|---|
| (件名) ○○○に関する請願（陳情） |
| (趣旨・理由等) ○○○は、○○○である よって、下記事項を請願（陳情）する。 記 |
| 1. ○○○○○○○○○○すること 2. ○○○○○○○○○○すること |
| 令和 年 月 日 請願者（代表） 住 所 氏 名（署名または記名） (外○○名) 茨城県議会議長 殿 |

簡潔・明瞭に

県議会からのお知らせ

県議会では、広報紙やラジオ放送、インターネットによる広報を行っています。詳しくは、県議会事務局へお尋ねください。

■**広報紙「県議会だより」の発行**
議会の審議状況などを中心に年4回程度各世帯に配布しています。※視覚障害者の方にはテープ版及びCD版の「声の県議会だより」や「点字版県議会だより」を用意してあります。

■**ラジオ放送による広報**
議会の活動状況などを中心に年2回程度放送しています。

■インターネットによる広報

ホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/>) により、議員名簿や議会の審議状況、会議録検索、本会議及び予算特別委員会の中継を行っています。また、いばキラTV (<https://ibakira.tv/>) でもライブ中継を行っています。

※本会議は手話通訳による中継を行っています。

○携帯電話向けのホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/mobile/gikai/>) もあります。

県議会ホームページはこちらからご覧ください



何人の議員がいるのでしょうか

定数は 62 人です

議員の数は法律によって条例で定めることとされており、本県の場合は、62人と定められています。

また、選挙区(32区)及び選挙区ご

との定数は下の図のように定められています。議員の任期は4年で、満25歳以上の県民の立候補者の中から選挙によって選ばれています。

選挙区別 議員定数

■凡例

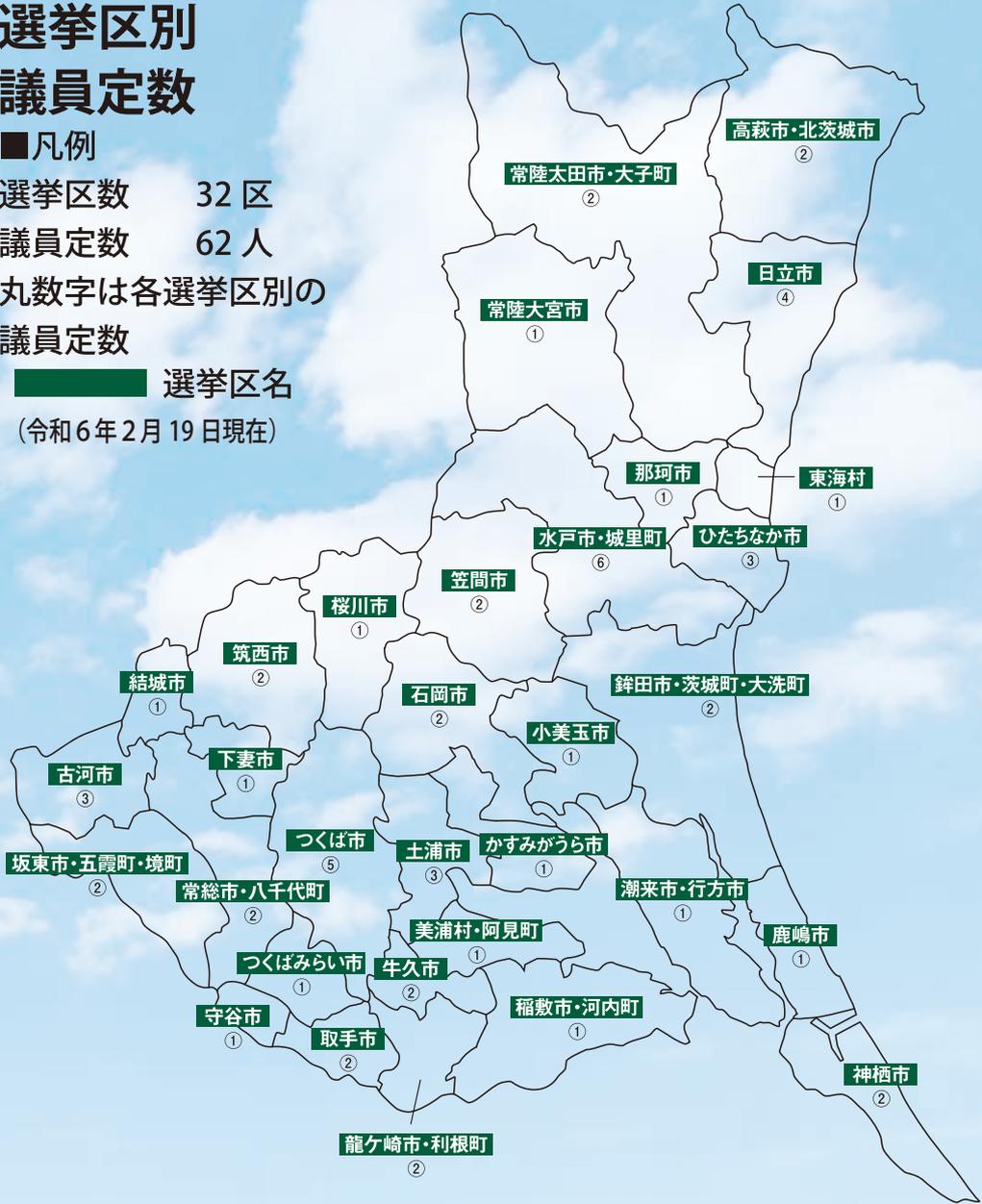
選挙区数 32区

議員定数 62人

丸数字は各選挙区別の
議員定数

選挙区名

(令和6年2月19日現在)



Number

会議を傍聴するには？

県議会の本会議は、どなたでも傍聴することができます。

本会議の傍聴(定員 300 名)を希望される方は、県議会議事堂 5 階の傍聴受付で簡単な手続きをしていただくだけで入場できますので、是非お越しください。

なお、手話通訳を希望される方、委員会の傍聴を希望される方、その他詳細についてお知りになりたい方は、県議会事務局議事課にお問い合わせください。

また、乳幼児の託児を希望される方は、県議会事務局総務課にお問い合わせください。

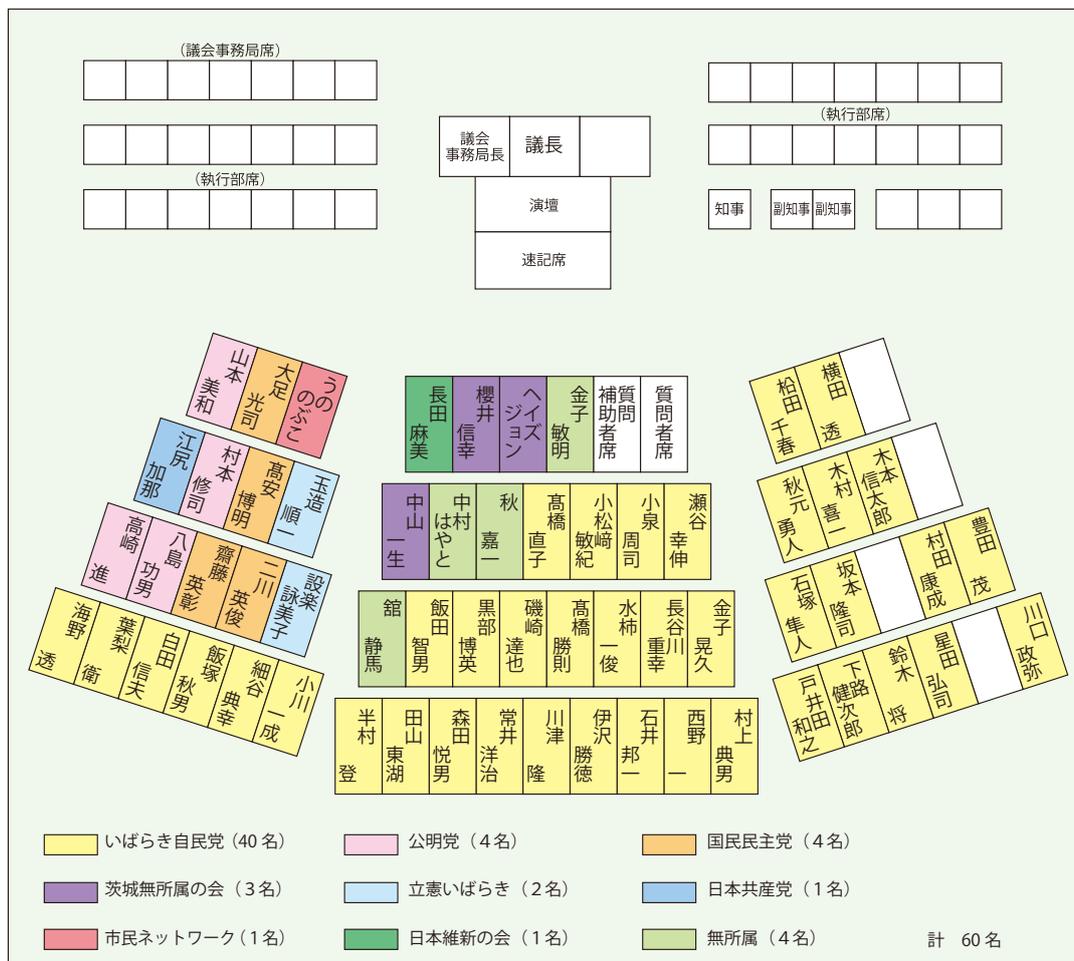
○お問い合わせ先

電話(議事課) 029-301-5634

電話(総務課) 029-301-5613

F A X (共 通) 029-301-5629

茨城県議会議席表 (令和6年2月19日現在)



Listen

議員紹介

令和6年2月19日現在

※丸数字は定員

※()内は所属会派

自民=いばらき自民党

公明=公明党

国民=国民民主党

茨無会=茨城無所属の会

立憲=立憲いばらき

共産=日本共産党

市民=市民ネットワーク

維新=日本維新の会

水戸市・城里町⑥



館 静馬 (無所属)



高崎 進 (公明)



木本信太郎 (自民)

水戸市・城里町



玉造 順一 (立憲)



江尻 加那 (共産)



川津 隆 (自民)



村本 修司 (公明)



高安 博明 (国民)



齋藤 英彰 (国民)



瀬谷 幸伸 (自民)

日立市④

土浦市③



八島 功男 (公明)



高橋 直子 (自民)



伊沢 勝徳 (自民)



高橋 勝則 (自民)

古河市③



森田 悦男 (自民)



中村はやと (無所属)



戸井田和之 (自民)

石岡市②

石岡市



櫻井 信幸 (茨無会)

結城市①



秋元 勇人 (自民)

龍ヶ崎市・利根町②



中山 一生 (茨無会)



坂本 隆司 (自民)

下妻市①



飯塚 秋男 (自民)

常総市・八千代町②



飯田 智男 (自民)



金子 晃久 (自民)

常陸太田市・大子町②



石井 邦一 (自民)



西野 一 (自民)

高萩市・北茨城市②



豊田 茂 (自民)



大足 光司 (国民)

笠間市②



常井 洋治 (自民)



村上 典男 (自民)

取手市②



川口 政弥 (自民)

牛久市②



長田 麻美 (維新)

つくば市⑤



星田 弘司 (自民)



山本 美和 (公明)



鈴木 将 (自民)

つくば市



ヘイズジョン (茨無会)



うののぶこ (市民)

ひたちなか市③



磯崎 達也 (自民)



二川 英俊 (国民)



海野 透 (自民)

鹿嶋市①



小松崎敏紀 (自民)

潮来市・行方市①



柏田 千春 (自民)

守谷市①



小川 一成 (自民)

常陸大宮市①



黒部 博英 (自民)

那珂市①



小泉 周司 (自民)

筑西市②



設楽詠美子 (立憲)



水柿 一俊 (自民)

坂東市・五霞町・境町②



半村 登 (自民)



石塚 隼人 (自民)

稲敷市・河内町①



細谷 典幸 (自民)

かすみがうら市①



金子 敏明 (無所属)

桜川市①



白田 信夫 (自民)

神栖市②



秋 嘉一 (無所属)



村田 康成 (自民)

銚田市・茨城町・大洗町②



田山 東湖 (自民)



長谷川重幸 (自民)

つくばみらい市①



横田 透 (自民)

小美玉市①



木村 喜一 (自民)

東海村①



下路健次郎 (自民)

美浦村・阿見町①



葉梨 衛 (自民)

議会議事堂のご案内

| 階数 | 北 棟 | アトリウム | 南 棟 |
|-----|---|-------|--|
| 5 階 | 総務企画委員会室、防災環境産業委員会室、保健福祉医療委員会室、予算特別委員会室、決算特別委員会室 | | 傍聴者席、傍聴者休憩ロビー |
| 4 階 | 営業戦略農林水産委員会室、土木企業立地推進委員会室、文教警察委員会室、特別委員会室 1・2、知事控室、出席説明者控室 | | 本会議場 執行部控室、記者控室 |
| 3 階 | いばらき自民党議員室、公明党議員室、国民民主党議員室、茨城無所属の会議員室、立憲いばらき議員室、日本共産党・市民ネットワーク・日本維新の会議員室、無所属議員室 | | 議員面会室 1~6 |
| 2 階 | 議長室、副議長室、事務局長室、応接室、議会運営委員会室、秘書室、中会議室、小会議室、県政記者控室 | 議会ホール | 玄関ロビー 議会事務局 総務課、議事課、政務調査課 レストラン |
| 1 階 | | | 玄関ロビー、PR コーナー 議会図書室、大会議室 |

鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上 5 階、建築延面積 16,200㎡（駐車場含）

県議会 PR コーナー

議事堂 1 階の PR コーナーでは、県民のみなさんに県議会への理解を深めていただくため、パネルや歴史資料等を展示し、県議会のしくみや役割を紹介しています。

また、大型モニターにより、本会議中継映像や県議会の活動状況写真等がご覧になれます。



茨城県議会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

総務課 TEL.(029) 301 - 5613

議事課 TEL.(029) 301 - 5634

政務調査課 TEL.(029) 301 - 5646

<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/>

<https://www.pref.ibaraki.jp/mobile/gikai/>

県議会へのご意見・ご希望はこちら

E-mail:gikai@pref.ibaraki.lg.jp

